

大使館便り

第234号 令和4年9月6日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からの御挨拶

御高承のとおり、ポルトガルではマスク着用義務が緩和され、公共交通機関でも着用は任意になりました。今年の夏は昨年以上に観光客の姿が目立ったように感じます。日本でも9月7日から、ワクチン3回分の接種が証明できればポルトガルから日本渡航に際して、渡航前及び上陸時の陰性証明の提示義務が不要になりました。また、旅行代理店等本邦の受入責任機関が計画する団体旅行であればポルトガルからの観光目的による日本渡航も認められるようになりました。こうして徐々に新型コロナウイルスにかかる水際規制が緩和されてきていくところ、両国間の人とモノと情報の交流が今後とも盛んになることに期待します。

2. 政治・経済関係

(1) ゴメス・クラヴィーニョ外相、コロンビアを訪問

8月6日から8日にかけ、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣はコロンビアを訪問しました。コロンビアでは、グスタボ・ペトロ・ウレゴ新大統領の就任式にポルトガル政府及びEUの代表として出席した他、ラテンアメリカ各国の外務大臣と会談しました。ブラジルのカルロス・フランサ外務大臣との会談では、ブラジル独立200周年及びEU・ラテンアメリカ関係における両国の役割について意見を交わし、メキシコのマルセロ・エブラル・カサウボン外務大臣との会談では、ポルトガル企業団のメキシコ視察ミッション及びEU・メキシコ間FTAの締結に向けた作業の継続について合意しました。また、コロンビアのアルバロ・レイバ・ドゥラン外務大臣、パナマのエリカ・モイネス外務大臣、コスタリカのアルノルド・アンドレ・ティノコ外務大臣らと会談しました。

(2) インテルカンпус社の世論調査結果－7月

8月12日、インテルカンпус社は政党支持に関する世論調査の結果を発表しました。物価上昇への対応が続く中、与党・社会党(PS)の支持率は33.1%（前月比2.0ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党(PSD)の支持率は22.8%（同3.0ポイント増）と増加しました。PSとPSDの支持率の差は10.3ポイント（前月比5.0ポイント減）に縮小しました。その他主要政党では、シェーガ党(CH)及び自由党(Livre)の支持率が増加し、リベラル主導党(IL)及び左翼連合(BE)、統一民主連合(CDU)、人と動物と自然の党(PAN)の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移※¹】

政党	12月	1月	5月	6月	7月	8月
社会党 (PS)	29.4	29.0	34.5	34.3	35.1	33.1
社会民主 (PSD)	22.2	24.1	18.5	21.7	19.8	22.8
シェーガ党 (CH)	7.4	5.8	7.7	8.2	8.3	8.4
リベラル主導党 (IL)	5.3	4.6	6.8	6.9	8.5	7.1
左翼連合 (BE)	5.5	7.0	5.2	5.2	5.4	5.0
統一民主連合 (CDU※ ²)	3.7	4.9	3.6	3.2	2.8	2.2
自由党 (Livre)	0.7	0.5	1.8	1.2	1.7	1.9
人と動物と自然の党 (PAN)	2.9	3.5	3.6	2.7	2.2	1.3
民衆党 (CDS)	1.3	0.9	2.9	2.9	2.0	0.7

※¹ 2月～4月数値は未公表

※² ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

(3) 過去最低水準の失業者数を記録

8月23日、職業安定所 (IEFP) は7月の登録失業者数を発表しました。7月の失業者数は27万7,466人となり、前月と比較し4,987人(1.8%)減少し、前年同月との比較では、9万1,238人(24.7%)減少しました。また、25歳未満の若年失業者数は、2万6,670人と過去最低の数値を記録し、パンデミック前の2019年との比較でも1,819人(6.4%)減少しました。同数値に対し、アナ・メンデス・ゴディエニョ労働・連帯・社会保障大臣は「この史上最低水準の失業者数は、社会保障費負担の軽減となる記録的な就業者数も意味しており、雇用支援のための効率性及び公的資源を活用する集団的能力も反映している。尊厳ある労働の推進を通じ、労働者に価値を与え続けることが重要である。」と失業者数の減少に対する政府の取り組みを強調しました。

(4) ゴメス・クラヴィーニョ外相、ウクライナを訪問

8月24日、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣はウクライナを訪問し、ヴォロディミル・ゼレンスキーダ統領及びドミトロ・クレーバ外務大臣と会談しました。ゼレンスキーダ統領との会談では今後の防衛能力強化及び対露制裁に関して意見を交換しました。ゴメス・クラヴィーニョ大臣は、ウクライナ独立31周年の記念日に大統領に迎えられたことに謝意を述べ、ウクライナに対するポルトガルの全面的な連帯を表明しました。クレーバ外務大臣との会談では、ロシアによるエネルギー供給制限、物価上昇、ロシアによるプロパガンダについて意見を交わしました。クレーバ大臣は「我々はロシアの攻撃を止めるため、ウクライナだけでなく欧州全体で団結している。」とポルトガルの支援に謝意を表明しました。会談後、ゴメス・クラヴィーニョ大臣は戦闘で多くの教育施設が損壊したジトミール及びイルビンを訪問し、地元当局責任者の説明を受けました。ゴメス・クラヴィーニョ大臣は、「イルビ

ンへの訪問は非常に衝撃的であった。テレビでイルビンの様子を認識していたが、このような大規模な居住地の破壊とは異なって見えた。この大規模破壊にはいかなる戦争上の正当性もない。この戦争犯罪は説明責任が果たされなければならない。ロシアは戦争犯罪についての責任を負わねばならず、ポルトガルは国際刑事裁判所及びウクライナ検察と協調している。」と述べました。

(5) マルタ・テミード保健相が辞任

8月30日、マルタ・テミード保健大臣は、アントニオ・コスタ首相に対し、大臣職の辞任を申し出、コスタ首相が受理しました。ポルトガルでは7月から8月の夏季休暇シーズン中に、リスボン首都圏を中心に産婦人科救急対応病院における人員の不足及び一時閉鎖が発生しており、国民保健サービス(SNS)の改革が強く求められていました。コスタ首相はテミード大臣の辞任に関し、「テミード大臣の決断を尊重する。過去の閣僚の中でCOVID-19の様なパンデミックに直面したものはいなかった。これまでの同大臣の取り組みに感謝したい。テミード大臣はSNSの改善のために、重要な対応を行っていたが、我々はそれらの改革を継続していく。同大臣の辞任は予期せぬことであった。」と述べました。なお、テミード大臣の辞任に伴い、ラセルダ・サレス保健担当筆頭副大臣、マリア・ダ・ファティマ・フォンセカ保健担当副大臣も辞任する運びとなりました。

3. 広報・文化・その他関係

(1) 小林清シニアヨーロッパ選手権の開催

8月27、28日、ポルトガル柔道連盟及び国際柔道連盟の共催により、コインブラ市Cernache地区Imaculada Conceição学院体育館において、小林清シニアヨーロッパ選手権(Taça da Europa de Seniores Kiyoshi Kobayashi)が開催されました。本大会は、ポルトガルにおいて長年柔道の指導に携わってこられた小林清師範の名を冠した大会で、22か国から135名の柔道家が参加し熱戦が繰り広げられました。在ポルトガル日本国大使館からは牛尾滋大使が列席し、表彰式にてメダルの授与を行い各選手の健闘を称えました。



(お知らせ)

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメ

ールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまで御連絡ください。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに関する情報は、以下のサイトを御参照ください。なお、現在、当国内では、医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援におけるマスクの着用は義務付けられています。

（参考）

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 2022年5月下旬、日本政府は入国時検査及び入国後待機期間の見直しを行い、オミクロン株の流入リスクを総合的に勘案の上、各国・地域を、「赤」、「黄」、「青」に区分した結果、ポルトガルは「黄」に指定されました。

一方、これまで全ての入国・帰国者に求められていた検査（陰性）証明書は、ワクチンを3回分接種した方については、日本時間9月7日午前0時より不要となります。これにより、ポルトガルからの入国・帰国者に係る措置は以下のとおりです。

新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方

ポルトガルからの入国者及び帰国者は、これまでどおり、出発前に受検した検査（陰性）証明書及び入国時の空港での検査を要し、入国時の検査で陰性と判定された場合、入国日翌日から数えて5日間の自宅等待機が求められます。ただし、入国後3日以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の待機の継続は不要となります。また、入国後24時間以内に自宅等の待機場所まで移動する場合は公共交通機関の使用が可能です。

新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方

ポルトガルからのすべての入国者及び帰国者は、入国時の空港での検査は不要となり、入国後の自宅等待機も求められません。

イ 誓約書、ワクチン証明書の提示、質問票への記入等が必要なことに変更はありません。なお、厚生労働省では、検疫手続きの事前登録ができる「ファストトラック」の御利用を推奨しています。入国時の検査手続きに要する時間を短縮できますので、当該ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/fasttrack/>) を御確認の上、指定のアプリ (MySOS) 上に、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書（必要な方のみ）及び検査証明書（必要な方のみ）を事前に登録してください。

ウ 上記（2）アの検査（陰性）証明書については、日本に向かう当国発便の出発前72時間以内に受検した検査結果が有効となります。同証明には厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）を御利用ください。この様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、同様式に記載されている検体、検査方法等全ての項目が英語で網羅されていれば、医療・検査機関の様式でも差し支えありません。

（3）ポルトガルへの入国について

現在、日本を起点とするポルトガルへの渡航はその目的を問わず認められており、7月1日以降、入国時のワクチン接種証明書あるいは陰性証明書の提示も不要になりました。

（4）海外在留邦人等向けワクチン接種事業

日本で新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する方は、詳細につき次の外務省海外安全HPを御確認ください。<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（5）外国人の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置は現在停止されていますが、2022年3月1日から、外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国が認められることになりました。そして、9月7日からは、日本国内に所在する旅行代理店等の受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、観光目的による短期滞在の新規入国も認められることになりました。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省](#) ([mofa.go.jp](https://www.mofa.go.jp)) を御覧ください。

（6）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約

をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館まで御相談ください。

(7) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。御利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードしてください。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(8) 在留届に関するお願ひ

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、目下の新型コロナウイルス感染症に係る現況を始め、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住のご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方を御存じでしたら、届出を行うよう御案内ください。

また、本届により当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずにお願いいたします。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(9) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大便館・

総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらからお願いします↓

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(10) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いします。

(11) 御来館時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、領事窓口は予約制を採っております。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いします。関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-link\)](#)

[japan.go.jp\)](http://japan.go.jp)

(12) 当館領事業務（本「大使館便り」を含む）等へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにEメールにて御連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL : 21-311-0560 FAX : 21-354-3975 email : consular@lb.mofa.go.jp